

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年1月19日（平成28年（行情）諮問第23号）

答申日：平成28年7月21日（平成28年度（行情）答申第216号）

事件名：原発事故に関する放射線量の帰還基準を強化する案についての検討に係る会合記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月6日付け府政原防第482号により内閣府政策統括官（原子力防災担当）（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定とされた行政文書に関し、改めて調査のうえ、当該資料を開示する決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定新聞記事（略）に明らかなおり、帰還基準について閣僚による当該会合が開かれたのは間違いない。この重要な会合の記録や資料を、「保有していない」というのは、理解しがたい。ついては、再度、入念な調査を求める。

（2）意見書

今回の不開示決定について、内閣府作成の理由説明書（下記第3の1）は、「開示請求を受けた会合は内閣府において存在を確認できず、関連する文書を保有していないため不開示とした」としています。

しかし、私（審査請求人。以下、この項においては同じ。）ども特定新聞の特定日の報道によれば、閣僚らによる会合が開かれたのは疑いようもなく、実際、私としても、その議事概要の一端を垣間見る機会がありました。

また、内閣府の理由書は、「当該時期に関係者が懇談・意見交換等を実施していた」としつつも、「私的」なもので、「行政文書の作成及び取得はしていない」としておりますが、繰り返しになりますが、私とし

て、その議事概要を見る機会がありました。

帰還基準を5ミリシーベルトにするかどうかは、極めて重要な問題で、政府内の関係者間で相当な協議がなされたことは間違いなく、関連資料がつくられ、またメール等でも相当な意見交換があったと推定されます。

帰還基準の決定過程は、福島県の被災者らに知らされるべき極めて重要な情報と私は考えております。ついては、当該会合記録だけでなく、関係する資料、メール、大臣レクチャー記録など一切の資料について、改めて、入念な調査をし、開示するよう求めるものであります。

以上の事情をご理解くださいますよう、伏してお願い申し上げます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

平成27年11月9日付けで提起された処分庁による不開示決定処分（原処分）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

(1) 本件審査請求の趣旨及び理由について

ア 審査請求の趣旨

審査請求人より、原処分の不開示の理由が理解し難いとして、原処分を取り消し、改めて調査のうえ、行政文書を開示する決定を求める審査請求が提起されたものである。

イ 審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- ① 特定新聞記事（特定日 朝刊）に明らかなおおむね、帰還基準について閣僚による当該会合が開かれたのは間違いはない。
- ② この重要な会合の記録や資料を、「保有していない」というのは、理解しがたい。ついては、再度、入念な調査を求める。

(2) 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、本件対象文書との開示請求に対し、該当する行政文書を保有していないため、不開示とする原処分を行った。

(3) 原処分の妥当性について

ア 本件開示請求は、特定日の特定新聞朝刊の報道で2011年10月17日、同年10月28日、同年11月4日に開催されたとされた、民主党政権の細野豪志原発担当相、枝野幸男経済産業相、平野達男復興相らによる非公式会合での会合記録、各省庁間の担当者らの間でやりとりされたメール、また大臣レクチャー記録など一切の資料の開示を求めるものである。開示請求を受けた会合は内閣府において存在を確認できず、関連する文書を保有していないため不開示とした。

イ 処分庁としては審査請求人が主張する会合の存在は把握していない

が、当時の関係者から聞き取りにより、当該時期に関係者が懇談・意見交換等を実施していた事実については把握している。しかし、これら意見交換等については、関係閣僚を含む各人が私的に出席し懇談・意見交換等を行っているものであり、処分庁において該当する行政文書の作成及び取得はしていない。

ウ また、避難指示区域の見直しに関して議論する場合は、内閣府が参画する原子力災害対策本部会議であるが、本会議は非公式会合ではなく、本件開示請求の対象となる会議ではないと判断した。

(4) 結論

以上のとおり、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、保有していないとして不開示とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求については棄却すべきであると考えます。

2 補充理由説明書

(1) 私的な意見交換と判断した理由・意見交換の内容及び内閣府の事務との関係について

審査請求人が指定する期間（2011年秋頃）に関係者が懇談・意見交換を実施していたと聞いているが、内閣府の業務として組織的に対応していたものではないことを当時の職員から聞き取っている。

当該会合では被災者支援に関して、広く議論をしていたと聞いているが、組織の業務として関与した意見交換等ではないため、これに関する文書を一切保有しておらず、内閣府の所管業務にどのように関係していたかの判断はできない。

(2) 帰還基準の検討と内閣府が所管する事務との関係について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）において、避難指示に関する政府の意思決定は、原子力災害対策本部で行われることとなっており、政府として避難指示等に関して意思決定をすべく実施される会合は原子力災害対策本部会議である。

内閣府では、避難指示区域の設定運用を所管しているところ、帰還に関する線量基準の考え方については、平成23年8月4日に原子力災害対策本部長名で原子力安全委員会へ諮問をし、同年12月22日関係省庁連絡会議（課長級）において議論を行い、その後、同月26日第23回原子力災害対策本部会議において決定している。

3 文書の探索方法等について

文書の探索については、本件開示請求を受け付けた日から不開示決定通知の発出までの間（平成27年10月7日から同年11月24日）に行い、内閣府の共有ドライブ、職員の個人ドライブ、書庫の探索を行ったが該当文書の保有は確認できなかった。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月6日 審議
- ④ 同年7月5日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「原発事故で避難した住民が自宅に戻れる放射線量「20ミリシーベルト以下」の帰還基準（以下「本件基準」という。）について、2011年秋ごろ、「年5ミリシーベルト」に強化する案が検討されたとの報道がある（添付資料（略）参照）。この「5ミリ」の扱いについての会合記録や、各省庁間の担当者らの間でやりとりされたメール、また大臣レクチャー記録など一切の資料」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

これに対し処分庁は、該当する文書を保有していないとして、不開示とする原処分を行ったが、異議申立人は、本件対象文書に関し、改めて調査の上、当該資料を開示する決定を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 異議申立人は、特定新聞記事に明らかなおり、本件基準について閣僚による当該会合が行われたのは間違いなく、この重要な会合の記録や資料を「保有していない」というのは理解し難いので、再度、入念な調査を求めるなどと主張する。
- (2) これについて検討すると、諮問庁の説明によれば、当時の関係者からの聞き取りにより、審査請求人が指定する期間に関係者が懇談・意見交換等を実施していた事実については把握しているものの、これらの意見交換等は、関係閣僚を含む各人が私的に出席し懇談・意見交換等を行っているものであるとのことである。
- (3) 諮問庁が説明する上記関係者の懇談・意見交換等は、本件開示請求に係る会合（以下「本件会合」という。）と同時期に実施されたとされることなどから、本件会合とも考えられるが、その場合、その意見交換等の内容が処分庁の業務に関係がある本件基準の検討に係るものであり、それに処分庁の関係閣僚等が出席していたとすれば、それは、職務上出席したものと解するのが相当ということになる。そうすると、そのような本件会合に係る本件対象文書については、法2条2項に規定する行政

機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であるといえ、それを当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、保有していたとすれば、行政文書として適切に管理されなければならない。

(4) しかしながら、諮問庁は、上記関係者の懇談・意見交換等が実施されていた事実の把握は当時の関係者からの聞き取りによるものであり、当該懇談・意見交換等が処分庁の所管業務にどのように関係していたかについては、これに関する文書を一切保有しておらず、判断はできないとした上で、本件対象文書について、処分庁の共有ドライブ、職員の個人ドライブ及び書庫の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認できなかった旨説明しているところ、処分庁において本件会合が上記関係者の懇談・意見交換等のことであるかは確認できず、さらに、本件対象文書の探索方法や範囲も特に不十分といえないことからすると、諮問庁の説明を否定することまではできない。

(5) したがって、本件会合については処分庁が組織的に対応してはならず、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ず、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において、本件対象文書を保有していると認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

原発事故で避難した住民が自宅に戻れる放射線量「20ミリシーベルト以下」の帰還基準について、2011年秋ごろ、「年5ミリシーベルト」に強化する案が検討されたとの報道がある（添付資料（略）参照）。この「5ミリ」の扱いについての会合記録や、各省庁間の担当者らの間でやりとりされたメール、また大臣レクチャー記録など一切の資料